

勧告等措置区分（台風等対策）

姫路港（八木港を含む）、相生港、赤穂港

「第一体制」の措置内容

- ① 各船舶は台風等の動向に留意し、必要に応じて乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。
小型船舶は台風の動静に留意し、準備に要する時間を勘案の上、安全な場所での係留強化、陸揚げ固縛などの荒天準備(流出防止措置)を行なうこと。
- ② 関係先との連絡手段を確保すること。
- ③ 国際VHF(c h 1 6)を常時聴守すること。
- ④ 当直員(船橋当直、無線当直等)を配置すること。
- ⑤ AIS搭載船舶はAISの作動を確認すること。